

# 住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本等が不正に取得された場合に、本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図るため、本人にその事実を通知する本人通知制度です。なお、通知を受けるために、事前登録等の手続きは必要ありません。

## ■ 通知する場合

- ・住民票の写し等を取得した第三者が、不正取得者であることが明らかになった場合
- ・国または県の通知により、不正取得を行った事実が明らかになった場合

## ■ 通知対象となる証明書等

- ・住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ・戸籍法に基づく戸籍（除籍）全部事項証明書等

問い合わせ先  
美浜町役場 住民課  
TEL 0738-23-4904